

トップページ ▶ [金融サポート](#) ▶ [セーフティネット保証制度](#) [中小企業信用保証法第2条5項及び第6項](#) ▶ [新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、資金使途を借換目的に限定の上、指定期間を延長します](#)

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、資金使途を借換目的に限定の上、指定期間を延長します

令和5年8月30日

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、資金使途を借換目的に限定の上、指定期間を3ヶ月延長します。

概要

現在、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間が令和5年9月30日までとなっておりますが、以下のとおり取扱いを変更し、資金使途を借換目的に限定の上、全ての都道府県において期間を3ヶ月延長し、令和5年12月31日までとすることを予定しております。

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号における取扱いの変更点

- 新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、令和5年10月1日以後の市区町村に対する認定申請分から、その資金使途を借換に限定いたします（新規融資資金のみでの利用は令和5年9月30日で終了）。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。
- 令和5年9月30日までに市区町村に対して認定申請が行われ、同年10月31日までに信用保証協会に対して保証申込みが行われたものについては、新規融資資金のみの取扱いも可能です。

補足

- セーフティネット保証の指定期間とは、中小企業者の住所地を管轄する市区町村長に対して事業者が認定申請を行うことができる期間をいいます。
- 指定期間内に市区町村に認定申請を行った場合には、認定書の発行、及び金融機関又は信用保証協会へのセーフティネット保証の申込みが指定期間後であった場合でも、セーフティネット保証の対象となります。
- 認定書の有効期間は認定の日から30日です。認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へセーフティネット保証の申込みをすることが必要です。
（注：指定期間の延長は、「認定申請を行うことができる期間の延長」であり、既に取得されている認定書の有効期間を延長するものではありませんのでご留意下さい。）

参考資料

別紙：セーフティネット保証4号の概要(PDF形式：471KB)

(本発表のお問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部 金融課 神崎
担当者：松本、古川
電話：03-3501-1511
03-3501-6861(FAX)

[出版物](#) | [ご意見箱](#) | [リンク](#) | [利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#) | [各都庁サイト検索](#)

中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話：03-3501-1511(代表)

Copyright © 2005, The Small and Medium Enterprise Agency. All Rights Reserved.